年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会(第134回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月5日 (火) 14:00から15:50
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 島方部会長、三浦部会長代理、畝田谷委員、柏信委員 (中国四国管区行政評価局) 安田事務室長、國原事務室次長、國行事務室専門調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金の1件の事案について、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、4件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。

(3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月12日(火)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会(第142回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月6日(水) 14:00から15:20
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員 (中国四国管区行政評価局) 安田事務室長、國原事務室次長、重松事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金の1件の事案について、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、3件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。

(3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月13日(水)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会(第136回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月7日(木) 14:00から15:40
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員 (中国四国管区行政評価局) 安田事務室長、國原事務室次長、谷口事務室次長ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、5件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月14日(木)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会(第135回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月12日(火)14:00から16:20
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 島方部会長、三浦部会長代理、畝田谷委員、柏信委員 (中国四国管区行政評価局) 國原事務室次長、國行事務室専門調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、5件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月26日(火)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会(第19回)及び第二部会(第143回)議事要旨

注:以下、(1) は委員会(第19回)について、(2) は第二部会(第143回)について記載している。

- 1. 日 時 平成23年7月13日(水)
- (1) 13:20から13:40
- (2) 14:00から15:30

2. 場 所

- (1) 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- (2) 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室

3. 出席者

(1) 委員会

(委員会)伊藤委員、臼田委員、畝田谷委員、江口委員、柏信委員、河野委員、 高面委員、木脇委員、酒井委員、島方委員、瀬川委員、秦委員、藤澤委員、 箕野委員

(中国四国管区行政評価局) 宮川局長、安田事務室長、國原事務室次長、谷口事務室次長 重松主任調査員、小川主任調査員、國行主任調査員ほか

(2) 第二部会

(部 会) 高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員 (中国四国管区行政評価局) 國原事務室次長、重松事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 委員会
 - ① 委員長の互選
 - ② 委員長あいさつ
 - ③ 中国四国管区行政評価局長あいさつ
 - ④ 委員長代理の指名
 - ⑤ 委員の所属部会の指名
 - ⑥ 第一部会長の指名
 - (7) その他
- (2) 第一部会
 - ① 年金記録確認申立書受付件数について
 - ② あっせん案等の審議
 - ③ 申立案件の審議
 - ④ その他

5. 会議経過

- (1) 委員会
 - ① 髙面委員が委員長に互選された。
 - ② 高面委員長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。 この広島地方第三者委員会の委員長の重責を担うことになり、身の引き締まる思いが している。

本委員会の使命は、保険料をまじめに納付してきた方々の目線に立って、公平・公正な判断を行うことによって年金に対する国民の信頼を取り戻すことにある。

委員の皆様方と共に事務局の支援の下、国民の皆様の立場に立った公正な委員会の運営に努めてまいりたい。

③ 宮川局長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

本委員会は平成19年7月に発足し、5年目に入った。この間、県内の年金事務所で受け付けた申立件数は、3,974件でその内、90パーセント以上処理している。当面の目標は平成22年度を完了することだが、順調に目標に近づいていると考えている。

今後も引き続き各部会において、効率的に審議が行われるよう、事務局においても更に迅速に分かりやすい会議資料の作成等に努めたい。

- ④ 委員長により、伊藤委員が委員長代理に指名された。
- ⑤ 委員長により、各部会に所属する委員が決定され、第一部会の部会長として秦委員が、 指名された。

(2) 第二部会

- ① 「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- ② 厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定するとともに、3件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- ③ 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

④ 次回は、7月27日(水)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会(第137回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月14日(木) 14:00から15:50
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会)秦部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員 (中国四国管区行政評価局)安田事務室長、國原事務室次長、谷口事務室次長ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 厚生年金の5件の事案について、記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月21日(木)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会(第122回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月15日(金) 14:00から16:35
- 2. 場 所 広島合同庁舎第2号館5階 共用第8会議室
- 3. 出席者

(委員会) 臼田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員 (中国四国管区行政評価局) 安田事務室長、國原事務室次長、小川事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金の11件の事案について、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月22日(金) 9:30から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会(第138回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月21日(木) 14:00から15:40
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会)秦部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員 (中国四国管区行政評価局)安田事務室長、國原事務室次長、谷口事務室次長ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、4件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、8月4日(木)15:45から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会(第123回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月22日(金) 9:30から11:10
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 臼田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員 (中国四国管区行政評価局) 安田事務室長、國原事務室次長、小川事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 厚生年金の1件の事案について、記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月29日(金)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会(第136回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月26日(火)14:00から16:30
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 島方部会長、三浦部会長代理、畝田谷委員、柏信委員 (中国四国管区行政評価局) 國原事務室次長、國行事務室専門調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、3件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、8月2日(火)13:45から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会(第144回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月27日(水) 14:00から16:00
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員 (中国四国管区行政評価局) 安田事務室長、國原事務室次長、重松事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。 また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するととも に、3件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、8月3日(水) 14:00 から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会(第124回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年7月29日(金) 14:00から15:20
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 臼田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員 (中国四国管区行政評価局) 安田事務室長、國原事務室次長、小川事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定した。 また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するととも に、1件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、8月5日(金)14:00から開催されることとなった。